

せき あや の
関 綾乃 ニュース

Seki Ayano News

2025.05

住んでよかったです朝来市に
～住んでいる人にやさしいまちづくりを!～**ご挨拶**

新緑の季節、皆さまにおかれましてはいかがお過ごしでしょうか。一連の出来事でお騒がせしておりますことお詫び申し上げます。令和6年6月に設置された朝来市議会の百条委員会の設置及び令和6年12月に設置された懲罰特別委員会、令和7年3月に可決された除名処分についてお知らせさせていただきます。

1 令和6年6月17日受付の「吉田俊平議員の即時議員辞職勧告を求める請願」 (請願第3号)(以下請願第3号)に関し、請願賛同人(以下賛同人)の一部の方々と面談した経緯

令和6年6月19日、請願第3号を含む資料等が議員タブレットにアップされているのを確認し、その賛同人名簿を見て驚きました。タブレットには賛同人の住所番地まで記載された名簿(※1)がそのまま掲載され、議員の辞職勧告を求めるというような活動に賛同者として署名してまで積極的に協力するとは思えない私の知人の名前も複数あったからです。一週間ほど前に地元のスーパーで買い物をしていた際、ある市民の方から「私の知り合いがよく分からぬまま何かに署名をしてしまったようで心配している」と声を掛けられ、「いつでも私にご連絡ください」と返事をしていました。ひょっとしたら知人である賛同人も内容をよく把握しないまま署名した可能性もあるのではないかと思いました。この請願第3号は吉田議員に対する議員辞職勧告を求める内容ですから、きちんと内容を把握され署名されたのなら問題はないのですが、そうでないであれば本当のことやリスクを伝えたいと考えたのです。

翌6月20日、署名を撤回したい方があればその方法も知りたいと思い、市議会事務局にどのような方法があるか問い合わせると局長の宮元氏から「撤回を希望される場合は署名者から直接、請願人に申し出てもらってください」と回答がありました。また、この時点で「既に事務局に署名の撤回を申出された方が2名いる」と聞きました。

私は請願第3号の傍聴者資料(※1:この資料も賛同人の住所番地まで記載された名簿が印刷され、傍聴者は自由に持ち帰れます)を持ち、賛同人名簿にあった知人宅に6月20日の午後から21日にかけて義父と一緒に訪ねました。実際に面談できた方は10数名だったと記憶しています。

面談した全員とのやりとりを明確に覚えている訳ではありませんが結果として請願書に記載されている内容の説明を正確に受けて賛同人の署名をされた方は私が面談した方々の中ではほとんどおられないことが分かりました。

主な問答は次のとおりです。「最近、何かに署名したという覚えはありますか?」の問い合わせに対して、「はっきりと覚えていない」「何かに署名したような気がするがよく覚えていない」と返答があり、「請願者から署名を依頼される時に請願内容は

どのようなものだと説明を受けましたか?」の問い合わせに対して、「差別発言をしたのでそれに反対し、咎めるものである」「複数人に対して同時一緒に署名を依頼され、他の人が署名したので自分もよく分からぬまま署名した」「議員辞職を求める内容とまでは聞いていない」などの返答がありました。

なお、議員辞職を求める内容であるこの説明を受けた方もおられましたが、「(吉田議員は)非正規職員に対して差別的発言を繰り返している人物である」「70歳以上の非正規職員は辞めろと発言している」「こんな発言ばかり繰り返してどうしようもない議員だと周りからも言われている」という説明を受けたと言われた方もありました。

請願書自体を見ていない方や「吉田俊平議員の即時議員辞職を求める請願」というタイトルであることを今知ったと言われた方もありました。また、「どのような状況(時)で署名を求められましたか?」の質問では、「草むしりをしている時に声をかけられた」「車に乗り込むときに引き留められた」「屋外で日役の終わりに声をかけられた」などといった回答があり、請願第3号を提示し、きちんとその内容を説明した上で賛同の署名を求めたとは思われない状況の答えが多くありました。次に(請願第3号の資料を示して)「私もその時に傍聴していましたが、吉田議員のその時の発言は正規職員の意見を聞くべきだというもので他の議員や議長の指摘もなく(※2)、非正規職員に対する差別的なものとはいえないと思われるのですが、それでも吉田議員の辞職勧告を求められますか?」という質問では、「正確に聞くとそれは正規職員と非正規職員の単なる区別で差別的発言ではない」「辞職の必要までない」「そのような内容であったとは聞いていない」「だまされた」という回答もありました。

「だまされた」という方は請願内容と請願者の異なる説明により署名をしてしまったことに驚きと裏切りを感じて感情を露わにされていました。(※2:本会議や委員会において問題発言等があった場合は議長や議員から指摘があり、議事録から削除されるのが通例)

次に「あくまでご自身の意思でお決めになられることですが、賛同人署名の撤回を希望されますか?」という質問に対して、「撤回したい(4名程度)」「撤回しない(5名程度)」と意思を明確にされた方と意思を明確にされなかった方がおられました。

署名者自ら「これは撤回できますか?」



と私に聞かれた方もありました。一方で「近所だから付き合いもあるので…」と言われた方や請願者が民生委員を務める地元の方の中には「今後、家族や自分も世話になる時、不利にされたら困ると思い署名をしてしまった」と悲しげに話された方もありました。

この時点で「署名は取り下げない」と意思表示された方については、「承知致しました。失礼します」と伝えてその場を速やかに離れています。話の続きを求められる方も多く、「名前が公開されるという説明は聞いていない」「会議資料となっていることも知らなかった」と言われた方もありましたが、「実際にこのように会議資料になっていますよ」と伝えると大変驚かれていました。

私が賛同者の方々の一部の方と面談を行ったのは決して署名を撤回させるためではありません。「私の知り合いがよく分からぬままに何かに名前を書いてしまったそうで心配している」という市民の相談が発端で、何に署名したか分からずには不安に思っている方があれば不安を取り除いて差し上げたいと思ったこと、また、私の知人がよく把握されないまま署名をしてしまっているのではあれば放っておけないと考えたからです。

賛同者の方々と話をする過程で正当な請願書かどうか疑念を持てば議員としてより深く調査をするのが当然のことではないでしょうか。百条委員会で「賛同人と接触すること自体が許されないことである」との指摘を受けましたが、私の面談は請願者とは接触せず、賛同人に対しても決して取り下げを求めたり、請願や賛同人となることに萎縮を生じさせたりすることを目的としたものではありません。そのことは百条委員会の中で私が訪問した複数の方が証言されたと聞いています。そして、私の賛同人に対する接触は内容の確認と正しい情報を伝えしたものであって正当な議員活動であると私は考えています。

市民の方々が正しい情報の元に正しい判断をされることをお手伝いすることは議員活動として非常に大切なことだと考えています。私が取った行動は請願を議会としてどの様に対応するのかを判断するために議員としての調査であったことはいうまでもありません。

2-1 なぜ、百条委員会が設置されたのか (百条委員会動議書より)

令和6年6月19日に受付された請願第3号について、6月24日、請願者から本市議会の請願受理権限の濫用(※3)及び個人情報(※1)の目的外利用による請願権侵害の指摘を受け、市民の権利保護及び議会への信頼回復の観点から詳細な事実関係を明らかにし、必要な措置を講ずるために設置されました。

設置に当たって「特別委員会で行ってはどうか」など設置に反対する意見もありましたが、賛成多数でした。経費については当初70万円以内とされましたが後に60万円追加され130万円になりました。この経費は皆さんの貴重な税金です。(※3:請願第3号については令和6年6月19日に朝来市議会で正式に受理されています)

2-2 百条委員会最終報告書について

報告書には私が証人尋問で答弁した内容が「(私の一連の行動が)疑わしいものの、虚偽陳述と断定するには至らない」との書きぶりですが、これは委員会が証人尋問で得ることができた署名者全ての答弁から導き出したものとは到底思えません。なぜならこのアンケート結果や証人尋問の内容については非公開のままで委員会の報告が信ずるものに足る判断材料は何一つ見当たらないからです。

現に私に署名の経緯や撤回事情について詳細に記し、議会事務局に送付したという手紙のコピーや、百条委員会から求められ提出したアンケート結果のコピーなどが複数の署名撤回者から私に頂いており、それには「請願書の内容と署名時に行われた説明があまりにも異なるなどの理由から署名撤回をした」との証言もあります。

それにも関わらずそのような証言等には一切触れず、疑わしいとしながら私が虚偽の陳述を意図的に行っているかの印象づけを行う報告書であると感じずにはいられません。



3-1 なぜ懲罰動議が設置されたのか

12月24日、本会議にて行われた百条委員会の報告に対し、経緯や行動内容等、上述した内容を含めて弁明を申し述べたところ、請願者への侮辱発言があるとして動議が出され、懲罰特別委員会が設置されました。

3-2 最終報告

「請願者への侮辱発言」について設置された特別委員会であったにも関わらず、結果として「請願者及び請願賛同人に対する著しく無礼かつ議会の品位を貶める発言」「戸別訪問を正当化し違法精神から逸脱した発言」「朝来市議会を侮辱し議会秩序を著しく乱す発言」があったと報告されました。

そして「総括的評価に基づいて慎重に検討した結果、市民のために最良の議会を回復し維持していくことが議会としての果たすべき義務であると考え「除名」処分が適切妥当」との結論が報告されました。委員の中からは、「関議員の行為は公開情報(※1)に基づいた議員活動であること」「市民の不安を解決しようと訪ね歩いたことは議員活動して理解できる行動であることから特段大きな問題はない」との意見もありました。3月26日の本会議において「議会に与えられた懲罰権の裁量範囲を逸脱しているとの審決から除名の取消しが行われている」との事例も紹介されるなど反対意見も述べられましたが、賛成13名、反対4名で除名が可決されました。

4 裁判へ

他の自治体において除名処分が「議会の裁量逸脱」と判断され取消されている事例も複数あります。私としては懲罰特別委員会の決定を不服とし、除名の取消しの裁判所に提訴を行い、行政処分執行停止の申立てを行っているところです。

